|  |
| --- |
| 2024年度事業計画 |

＜2024年度事業の基本方針＞

　2023年度は自家用有償旅客運送やタクシー事業関連、許可・登録不要の互助活動等で様々な制度改正があり、今年度もライドシェア関連は継続した協議が進められています。タクシー事業者が自家用自動車を活用した「日本型ライドシェア」が4月から始まりました。地域に移動手段が増えていくことは全国移動ネットとしても歓迎の立場ですが、既存のサービスの停滞・撤退によって、結果的に交通空白地域が広がるようでは本末転倒です。今回の制度改正を受けて、地域の交通状況や移動困難者等の移動のニーズがどう変化するか、また地域公共交通会議（運営協議会）での協議を首長権限で調えることが実現するかどうか、注視する必要があります。

　地域交通法（活性化再生法）においては、自家用有償旅客運送も公共交通の一つに位置付けられていますが、それは交通空白地有償運送であって福祉有償運送は想定外のように受け止められます。団塊世代が75歳以上になるなかで、福祉有償運送のニーズ増は現実に起きていますが、利用者や登録団体への行政の支援策は未整備です。

　また、これまでは「少子高齢化」という言葉が日本における人口構造を示す言葉として使われていましたが、これからは「世帯」の中身にも注目していかなければなりません。「令和5年版高齢社会白書」では、65歳以上のいる世帯は令和3年現在2,580万9千世帯と、全世帯（5,191万4千世帯）の49.7％を占めています。また、高齢者のいる世帯の28.8％は単独世帯であり、高齢者のみの世帯（32.0％）と、高齢の親と未婚の子のみの世帯（20.5％）を加えると、日中高齢者のみの世帯は80％以上にのぼると推測されます。

農林水産政策研究所が2020年国勢調査をもとに行った分析では、特に75歳以上の人口層が食料品アクセス（買い物）困難問題の影響を強く受けていると指摘されています。今後も、生活者の視点を第一に考えた移動サービスのあり方を追求していく必要があります。そのような視点を踏まえ、2023年度は以下の4点を重点項目とします。

**１．自家用有償旅客運送や登録不要の運送に対する制度改正を広く関係団体に周知するとともに、移動困難者への支援がさらに推進するよう、取組の創出支援や担い手の発掘・育成の支援策を、国や行政機関に対して働きかけます。**

**２．2023年度の制度改正を踏まえた地域交通や自家用有償旅客運送の動向を把握し、移動困難者の利用料負担のあり方について研究・検討します。**

**３．登録不要の運送に関する研修について、モデル研修プログラムの普及と全国的に活用できる仕組みづくりを追求します。安心・安全の担保と継続性の確保を目的として、どのような実施手法があるかを情報収集・提供します。**

**４．会員登録・組織強化を図り、情報発信力とともに情報収集力の向上をめざします。**

以上

＜2024年度事業計画の詳細（重点項目のみ）＞

１．自家用有償旅客運送や登録不要の運送に対する制度改正を広く関係団体に周知するとともに、移動困難者への支援がさらに推進するよう、取組の創出支援や担い手の発掘・育成の支援策を、国や行政機関に対して働きかけます。

●行事開催や講師・アドバイザー派遣を通じて、自家用有償旅客運送の運用見直しや、許可・登録不要の運送に関する「ガイドライン」の内容を広く発信する。また、国土交通省に対して、許可・登録不要の運送について、わかりやすいパンフレットの作成等を提案する。

●自治体主催の大臣認定運転者講習は、担い手の確保の場となることから、先行事例の情報を収集するなどして、国や行政機関に対し普及推進を働きかける。

●地域にあった移動支援の取組創出が促進されるよう、市町村担当者や生活支援コーディネーターをバックアップする形で伴走支援を行う（都道府県の受託事業やアドバイザー派遣事業を活用）。

２． 2023年度の制度改正を踏まえた地域交通や自家用有償旅客運送の動向を把握し、移動困難者の利用料負担のあり方について研究・検討します。

●福祉有償運送と交通空白地有償運送について、各運送主体の「運送の対価」がどのように変更されているか、実態把握に努める。福祉有償運送の場合、乗降介助料や待機料などの「運送の対価以外の対価」を設定している地域としていない地域があるなど、これまでも利用者負担額はばらつきがあった。対価および収益の実態を把握するとともに、ベースとなるサービスや補助金等の有無で団体を大別し、福祉有償運送の利用者負担のあり方を検討する。

●福祉有償運送の利用者負担の軽減策としては、福祉タクシー券の交付、自治体単独事業による補助金、介護予防・日常生活支援総合事業（「総合事業」）の訪問型サービスB・Dの補助金などが考えられる。福祉タクシー券は、すべての福祉有償運送団体が利用対象になっている自治体もあれば、対象になっていない自治体もある。訪問型サービスB・Dの補助や委託を行っている市町村は、まだ全体の2割程度であり、対象者も要支援１・２、基本チェックリスト該当者となっている。これらの施策がなかったり、施策の運用が画一的だったりする多くの自治体に向けて、運用の弾力化やその効果を発信する。

３．登録不要の運送に関する研修について、モデル研修プログラムの普及と全国的に活用できる仕組みづくりを追求します。安心・安全の担保と継続性の確保を目的として、どのような実施手法があるかを情報収集・提供します。

●2023年度に「ボランティア送迎のために～やさしく学べる講習テキスト～」を発行した。国土交通大臣認定講習と異なり、色々な団体・グループが実施することを想定して作成したテキストとなっている。本テキストの活用方法や研修の開催手法、講習カリキュラムについて、各地の実施事例を収集し情報発信する。地域の中で完結する実施体制づくりについても検討する。

４．会員登録・組織強化を図り、情報発信力とともに情報収集力の向上をめざします。

●未加入の自家用有償旅客運送団体（福祉有償運送、交通空白地有償運送）や、登録不要の移動支援の団体、向けに入会の案内を送る。

●リニューアル（移設）したホームページのデザインを見やすく整えるとともに、移動サービスの立ち上げや運営に役立つ情報の充実化を図る。会員専用ページの作成も検討する。

＜各事業の位置づけと実施体制＞

「プロジェクト」：メンバーは理事のほか会員・関係者を含む。

「担当理事」：理事会の方針に沿って、担当理事が起案・実施し、事務局が実務を補助する。

「講　　師」：会員・関係団体等からの要請に応じて、理事や登録講師を派遣する。

「事 務 局」：事務局が企画し実施する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 定款上の分類 | 主な事業内容 | 実施体制 |
| １、情報・相談  （４、情報化含む） | （1）ホームページのコンテンツ見直し、メルマガ配信、オンライン会員交流会 | 事務局 |
| （2）移動サービスに関する相談対応 | 事務局・担当理事 |
| ２、立上げ運営支援 | 移動支援の立ち上げや、立ち上げ支援を検討している地域への講師・アドバイザー派遣（受託事業等） | 担当理事 |
| ３、ネットワーク構築 | 自家用有償旅客運送および登録不要の活動推進に向けた地域ごとのネットワーク活動の支援  （地域ネットワークの構築支援含む） | 全理事（各地） |
| ５、研修 | **【重点３】登録不要の運送に関する研修プログラムの普及と全国的に活用できる仕組みづくり** | 担当理事、講師 |
| （1）運転者講習の開催 | 担当理事、講師 |
| （2）安全なサービス提供に役立つツール等の企画 | 担当理事 |
| ６、調査研究 | 【重点２】に含む |  |
| ７、政策提言 | **【重点１】取組の創出支援や担い手の発掘・育成に関する国や行政機関への働きかけ**  **【重点２】地域交通の現状や自家用有償旅客運送の動向分析、利用者負担のあり方の研究** | 全理事 |
| 委員・アドバイザーの派遣、主催共催行事の開催 | 事務局・担当理事 |
| ８、出版 | （1）移動サービス情報誌「モヴェーレ」発行 | プロジェクト |
| （2）販売書籍の制作、発行済み書籍の頒布・改訂  交通空白地有償運送運転者講習用教材の制作 | 担当理事 |
| ９、被災地支援 | ももくり送迎基金を通じた被災地の移動困難者支援 | 担当理事 |
| 組織運営 | 総会、理事会、企画委員会の開催、事務局運営  **【重点４】会員拡大・組織強化** | 全理事 |

＜2024年度事業計画（重点項目以外）＞

前ページに掲げた重点項目のほか、定款に基づいて以下の通り取り組みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 定款上の分類 | 取り組み課題 | 2024年度実施計画 |
| １、相談対応および情報提供  （４、情報化含む） | (1）HP、ニュース等による情報配信 | ・メールによるお知らせを会員関係者や市町村の高齢福祉部局向けに、平均月2回配信する。会員と市町村等に配信する情報の差別化を図る  ・リニューアルしたHPに対する意見等を踏まえ改善を行う。  ・facebookのページへの投稿によって、主要な事業の様子を広く知らせる。 |
| (2）移動サービスに関する相談対応 | ・事務局が中心になり、立ち上げ運営、利用、従事などを希望する相談に応え、可能な限り適切な支援者につなぐ。  ・事務局及び理事関係者による、相談対応共有ミーティングを５回開催する。  ・オンライン会員交流会を4回開催する。 |
| ２、立上げ運営支援 | (1）移動サービスの立ち上げ支援 | ・移動支援の立ち上げや立ち上げ支援を検討している地域からの支援要請に応えて、理事・事務局長を講師として派遣する。継続的な支援の要請についてはアドバイザー派遣として複数人で関わる体制づくりを検討する。  ・他分野の中間支援組織と連携し、移動支援の立ち上げを検討している地域とつながり、必要な支援を提供する。 |
| (2）団体の運営に役立つツールの提供 | ・会員間の車両等の譲渡仲介。  ・移動サービス団体向けの保険商品の検討と情報提供。 |
| ３、ネットワーク構築 | 自家用有償旅客運送および登録不要の活動等の地域でのネットワーク活動支援 | ・都道府県や地方ごとの交流行事や研修会開催に対し、正副理事長及び在京理事、事務局長等を派遣する。地元理事が中心となって企画する行事を共催し、会員や福祉有償運送団体、社会福祉協議会や自治体の職員等の参加を促すことで、幅広いネットワーク形成をめざす。 |
| ５、研修開催及び開催支援 | (1）次世代の人材育成とそのための研修 | ・福祉有償運送運転者講習（セダン等運転者講習含む）を５回定期開催する（世田谷、立川にて）。世田谷会場は、オンラインとのハイブリッド開催を検討する。  ・国土交通大臣認定講習、施設送迎運転者講習、福祉有償運送の現任者講習等の任意講習について、依頼に応じて出張講習を行う。 |
| (2）安全なサービス提供に役立つ講習等の企画 | ・福祉有償運送等に従事し地域に貢献している運転者に、「地域貢献ドライバー」バッジを注文に応じて販売・授与し、人材の維持・確保に役立てる。 |
| ７、政策提言 | 法制度の課題解決に向けたはたらきかけ | ・厚生労働省に対し、住民主体の移動支援が広がるようはたらきかける（地域づくり加速化事業や老健事業等の委員やアドバイザーとして、理事・事務局長を派遣する等）。  ・主催行事や関係団体との共催行事などを通じて、広く住民主体の移動支援に関する課題提起や情報の共有化を図る（全国社会福祉協議会主催「生活支援フォーラム」、総会記念シンポジウム、地方開催行事等）。  ・障害児者の相談支援を担当している関係者に呼び掛けて、これまでの課題や把握した制度運用の動きについてオンラインで情報交換会などを開催する。 |
| ８、会報・出版物発行 | (1）移動サービス情報誌モヴェーレ発行 | ・モヴェーレ40号, 41号を制作する。  ・定価を見直し、バックナンバーのホームページ掲載について検討する。 |
| (2）販売書籍の制作、発行済み書籍の頒布 | ・「移動サービス 認定 運転者講習テキスト」の改訂と増刷。  ・取り扱い書籍全般の広報・販売。  ・講習用教材として動画を制作する。  ・交通空白地有償運送運転者講習用のテキストを制作する。 |
| ９、災害  支援 | ももくり送迎基金への運営委員派遣 | ・災害が発生した場合、ももくり送迎基金を通じて被災地での移動困難者支援を行う。  ・基金の運営委員として移動ネット理事等が参画する。 |

**その他：関係団体との連携および委員等の派遣（予定）**

・北海道「北海道生活支援・介護予防充実強化事業」（アドバイザー派遣）

・岩手県「地域包括ケアシステム構築促進アドバイザー派遣事業」（アドバイザー派遣）

・新潟県「新潟県生活支援体制整備アドバイザー派遣モデル事業」（アドバイザー派遣）

・福井県「高齢者の外出付添サポート事業」（アドバイザー派遣）

・山梨県「生活支援体制整備アドバイザー派遣支援事業」　（アドバイザー派遣）

・長野県「移動サービス後方支援体制整備事業」（委託事業＋アドバイザー派遣）

・静岡県「移動サービス後方支援体制整備事業」（委託事業）

・日進市「高齢者移動支援推進事業」（アドバイザー派遣）

・島根県「住民主体の移動支援サービス創出研修事業」（委託事業）

・高知県「高知県地域公共交通支援アドバイザー」（アドバイザー派遣）

・大分県「移動支援等の課題解決に向けたスーパーバイザー派遣」（委託事業）

・日田市「高齢者等移動支援体制整備事業 アドバイザー派遣業務」（委託事業）

・三菱UFJリサーチ＆コンサルティングによる老健事業（アドバイザー派遣）※未定

・東北厚生局「地域づくり加速化事業」（アドバイザー派遣）　※未定

・一般社団法人 全国食支援活動協力会（運営委員）

・特定非営利活動法人 日本NPOセンター（評議員）

・くらしの足をみんなで考える全国フォーラム2024（実行委員）

・「広がれボランティアの輪」連絡会議（加盟団体）

・特定非営利活動法人 市民福祉団体全国協議会（加盟団体）

・新地域支援構想会議（構成団体）

・福祉有償運送運営協議会：市川市、さいたま市（委員派遣）

・さいたま市総合都市交通体系マスタープラン改訂委員会（委員派遣）

・松戸市地域公共交通活性化協議会（委員派遣）

＜組織関連の活動計画＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大項目 | 活動方法 | 内容、等 |
| 総会・  理事会 | ・通常総会1回、通常理事会４回の開催  ・理事や理事候補者の発掘・育成 | ・第18 回通常総会：6月15 日（東京）  ・理事会：2024年10月、2025年2～3月（東京／総括と方針）、2025年5月（東京／総会議案承認）、2025年6月（東京／総会同日）の合計４回を開催予定。  ・理事会はZoomやメーリングリストを活用して日常的な情報共有及び意思決定を行う。 |
| 事務局  活動 | ①日替わりの勤務体制  ②事業推進や組織運営の実務を理事と連携し担当  ③事務局会議  ④COSちとふなの入居団体との連携 | ・事務局長および事務局員３名のうち、1～3名が事務所で勤務する。事業の一部補助を委託契約の職員が担当。  事務全般：鈴木貴子（月17日）、菊池美雪（月12日）  会　　計：下出敦子（月8日）、事務局長：伊藤みどり（月21日）週1日は医療経済研究機構にて勤務。 |
| 企画  委員会 | 役員を核とし、参加できる理事、関係者の参加を得て月1回の定例開催（総会理事会開催月を除く） | ・各事業の情報共有化を通して、組織方針に沿った円滑な事業実施を図る。理事会が組織方針を出すための素案、課題を協議し理事会に提起する。理事会議決事項以外の軽微な事項を協議し、理事長判断で決定・遂行する。  ・WEB会議参加を促進するため、環境整備を進める。 |